

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月3日
【会社名】	三菱マテリアル株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 竹内 章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03(5252)5203
【事務連絡者氏名】	総務部法務室長 松原 尚人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03(5252)5203
【事務連絡者氏名】	総務部法務室長 松原 尚人
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成28年6月29日
【発行登録書の効力発生日】	平成28年7月7日
【発行登録書の有効期限】	平成30年7月6日
【発行登録番号】	28-関東84
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注)1 200,000,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 (注)2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に 際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【発行可能額】	0円(注)1 200,000,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 (注)2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に 際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成28年10月3日(提出日)です。
【提出理由】	平成28年10月1日付で単元株式数及び発行可能株式総数の変更並びに株式併合を行ったことにより、「発行予定額又は発行残高の上限」及び「第一部 証券情報」の記載事項の一部を変更するため。
【縦覧に供する場所】	三菱マテリアル株式会社大阪支社 (大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

「発行予定額又は発行残高の上限」にかかる訂正内容は、「表紙」の提出理由に記載のとおりです。「第一部 証券情報」にかかる訂正内容は、以下に記載のとおりです。（下線は変更部分を示します。）

（訂正前）

第一部 [証券情報]

第1 [募集要項]

（中略）

1 [新規発行新株予約権証券]

（中略）

（2）[新株予約権の内容等]

新株予約権の目的となる株式の種類	三菱マテリアル株式会社 普通株式 単元株式数は <u>1,000</u> 株です。 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
------------------	--

（後略）

（訂正後）

第一部 [証券情報]

第1 [募集要項]

（中略）

1 [新規発行新株予約権証券]

（中略）

（2）[新株予約権の内容等]

新株予約権の目的となる株式の種類	三菱マテリアル株式会社 普通株式 単元株式数は <u>100</u> 株です。 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
------------------	--

（後略）